

第百二十九回国会 商工委員会 議 録 第一号

本国会召集日(平成六年一月三十一日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 中井 治君

理事 逢沢 一郎君 理事 甘利 明君
理事 尾身 幸次君 理事 額賀福志郎君
理事 大島 章宏君 理事 古賀 正浩君
理事 伊藤 達也君 理事 河合 正智君
理事 浦野 休興君 理事 小川 元君
理事 小此木八郎君 理事 小里 貞利君
理事 梶山 静六君 理事 熊代 昭彦君
理事 田原 隆君 理事 谷川 和穂君
理事 中尾 榮一君 理事 中川 秀直君
理事 中島洋次郎君 理事 丹羽 雄哉君
理事 野田 聖子君 理事 山本 拓君
理事 沢藤礼次郎君 理事 関山 信之君
理事 野坂 浩賢君 理事 細谷 治通君
理事 松本 龍君 理事 土田 龍司君
理事 豊田潤多郎君 理事 西川太一郎君
理事 山田 正彦君 理事 枝野 幸男君
理事 武山百合子君 理事 山田 宏君
理事 赤羽 一嘉君 理事 赤松 正雄君
理事 佐藤 茂樹君 理事 吉田 治君
理事 吉井 英勝君

平成六年三月二十四日(木曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 中井 治君

理事 逢沢 一郎君 理事 甘利 明君
理事 尾身 幸次君 理事 額賀福志郎君
理事 大島 章宏君 理事 古賀 正浩君
理事 伊藤 達也君 理事 河合 正智君
理事 浦野 休興君 理事 小川 元君
理事 小此木八郎君 理事 大島 理森君

第一類第九号 商工委員会議録第一号 平成六年三月二十四日

出席政府委員
出席國務大臣
通商産業大臣 熊谷 弘君

通商産業大臣官
房長 牧野 力君
通商産業大臣官
房総務審議官 江崎 格君
通商産業省通商
政策局長 坂本 吉弘君
通商産業省生活
産業局長 土居 征夫君
中小企業庁長官 長田 英機君

委員外の出席者

郵政大臣官房国
際部国際政策課
長 大橋 郁夫君
商工委員会調査
室長 山下 弘文君

委員の異動
二月十五日

補欠選任
渡辺美智雄君
同日 小川 元君

補欠選任
小川 元君
同日 渡辺美智雄君
三月二十二日

補欠選任
鹿野 道彦君
後藤田正晴君
同日 小川 元君
熊代 昭彦君
田原 隆君
吉田 治君

補欠選任
小川 元君
熊代 昭彦君
田原 隆君
吉田 治君
同日 鹿野 道彦君
後藤田正晴君
榎井 新君
川端 達夫君

補欠選任
大島 理森君
細田 博之君
同日 梶山 静六君
山本 拓君
関山 信之君
野坂 浩賢君
松本 龍君
枝野 幸男君

補欠選任
梶山 静六君
山本 拓君
野坂 浩賢君
松本 龍君
関山 信之君
枝野 幸男君
同日 大島 理森君
細田 博之君

三月二十四日
組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一七号)
同日 矢上 雅義君

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(川端達夫君紹介)(第一〇号)
同(北橋健治君紹介)(第二一〇号)
同(小平忠正君紹介)(第二二〇号)
同(塚田延充君紹介)(第二三〇号)
同(米沢隆君紹介)(第一四〇号)
同(川端達夫君紹介)(第七八〇号)
同(神田厚君紹介)(第七九〇号)
同(小平忠正君紹介)(第八〇〇号)
同(笹木竜三君紹介)(第八一〇号)
同(塚田延充君紹介)(第八二〇号)
同(中野寛成君紹介)(第八三〇号)
同(西村眞悟君紹介)(第八四〇号)
同(米沢隆君紹介)(第八五〇号)

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(宮地正介君紹介)(第二九七号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(外二件(島山健治郎君紹介)(第三七五号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願外二件(佐藤茂樹君紹介)(第六一九号)
は本委員会に付託された。

二月二十八日
実効的な緊急景気対策に関する陳情書外四件
(大阪府東大阪市稲葉一の一の一一大阪市議会
内大辻三三(外四名)(第五〇号)
大規模小売店舗法見直しに関する陳情書(東京
都千代田区大手町一の九の四岩外四)(第五一
号)
フロンの回収と再利用システムの早期確立に関
する陳情書外一件(神戸市中央区下山手通五の

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(宮地正介君紹介)(第二九七号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(外二件(島山健治郎君紹介)(第三七五号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願外二件(佐藤茂樹君紹介)(第六一九号)
は本委員会に付託された。

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(宮地正介君紹介)(第二九七号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(外二件(島山健治郎君紹介)(第三七五号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願外二件(佐藤茂樹君紹介)(第六一九号)
は本委員会に付託された。

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(宮地正介君紹介)(第二九七号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(外二件(島山健治郎君紹介)(第三七五号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願外二件(佐藤茂樹君紹介)(第六一九号)
は本委員会に付託された。

組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(宮地正介君紹介)(第二九七号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(河上眞雄君紹介)(第三五八号)
同(外二件(島山健治郎君紹介)(第三七五号)
同日 組織産業の危機打開とMFAの発動に関する請
願外二件(佐藤茂樹君紹介)(第六一九号)
は本委員会に付託された。

一〇の一兵庫県議会内平沢勇実外十四名（第五
二号）

太陽光発電普及に関する陳情書（高知県南国市
緑ヶ丘三の九一三井口正俊）（第五三号）

地城産業の活性化等地方経済対策の推進に関する陳情書外一件（神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内平沢勇実外十四名）（第五四号）

は本委員会に参考送付された。

今日の会議に付した案件

纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）

○中井委員長　これより会議を開きます。

ただいま付託になりました、内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。熊谷通商産業大臣。

鐵維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○熊谷国務大臣　纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

纖維工業につきましては、現行の纖維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から構造改善事業を実施し、商品開発力や技術開発力の強化、設備の近代化等を推進してまいりました。

しかしながら、現在我が国繊維工業は、消費の低迷、輸入の増大等厳しい環境変化に直面しており、高付加価値化による品質面での差別化やタックレスポンスによるサービス面での差別化を緊急に実現することが不可欠となっております。

一方、我が国繊維製品の流通部門について見れば、複雑でむだの多い流通構造となっており、現下の衣料品消費の低迷により、構造改革の必要性が顕在化してきております。

これらの状況を踏まえ、一昨年十二月、通商産業大臣より、繊維工業審議会及び産業構造審議会に対しまして、今後の繊維産業及びその施策のあり方について諮問がなされ、約一年間にわたり両審議会において慎重な審議が重ねられました。

その結果、昨年十二月、我が国纖維産業が現在の厳しい環境変化を克服し、今後さらなる発展を遂げていくためには、市場の求めるものを把握し、開発し、生産、販売するという市場指向型の産業構造の構築と、消費者を刺激し、潜在的ニーズを引き出すための創造性をはぐくむ産業構造の構築が不可欠であるとの答申を得たところであります。

政府といたしましては、この答申の内容に沿って政策を推進すべく、本法律案を提案することといたした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律が廃止されるものとされる期限につきまして、本年六月三十日までとなっているものを、平成十一年六月三十日まで五年間延長することです。

第二は、纖維工業と纖維製品の流通部門の構造改善を総合的に推進するため、法律の題名を纖維産業構造改善臨時措置法とし、従来の纖維工業の構造改善に加え、纖維製品の販売の事業を構造改善の対象とすることにあります。

第三は、施策対象者を拡大し、繊維工業者と繊維製品販売業者の連携による情報化を軸とした販売または在庫の合理化や繊維工業者、繊維製品販売業者、デザイナーの共同による新商品開発などを内容とする構造改善事業を促進することとすることとあります。

第四は、産地基盤の整備のため、産地の核としての役割を果たしている繊維リソースセンター等

を構造改善円滑化計画の作成主体とすることにより、これらが行う構造改善円滑化事業に対するソフト面での支援を充実することであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

喜す。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます
ようお願い申し上げます。

○中井委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

○中井委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田治君。

○吉田(治)委員 ただいま趣旨説明をいただきます。質問させていただきたいと思います。

まず第一点目、繊維産業というのは、衣食住という中で非常に大きなウエートを占め、「衣食足

りて礼節を知る」という言葉があるくらい非常に重要な産業であるというのは御認識のとおりでございますし、また、事業者数におきましては三十八万、従業者数におきましては二百八十万で、こ

それは全雇用の一〇％をこの繊維産業というものが担っている。繊維というのは、どうもずっと昔の産業のイメージがあるのですけれども、現実としては、日本の産業の中でも今でも非常に大きなウエートを占めていっている。

しかしながら、この織工法の早期成立とともに、繊維産業がこれだけ厳しい状況になった原因の一つには、やはり外国の繊維製品の急増問題があると思います。特に、輸入秩序の対策などを確

立する必要があるのではないかと思いますし、そうしなければならぬと思っております。

不況を脱出しまして、繊維産業の構造改善を成

功させるこの臨時措置法の趣旨が十分生かされている間、その間だけでも公正な国際ルールに基づきます繊維製品の輸入秩序化対策を講じる必要があると思います。そのために、現在、ガットによって認められておりますMFA、多国間繊維取極というふうな国際的ルールの発動を決断するべきだと考えております。

MFAに關しましては、日米纖維交渉等のときにこのMFAに携わりました大阪の商工会議所の

副会長をやられていました近藤駒太郎さんから私も生前何度もお話を聞かせていただきまして、この話になりますと一時間、二時間になるのですけれども、繊維産業だけは、ほかの産業と違って、多国間でこういうMFAという取極をしているの

だから、それだけ摩擦も起こらない、非常にすばらしい取極だ、これを日本もそろそろ生かすときに来てゐるのじゃないかというふうなお話を生前よくお聞きしましたけれども、大臣、この繊維貿易の秩序化対策についてどのようにお考えで、ど

れたところでございます。

現在、この答申を受けまして、繊維工業審議会に設置された通商問題小委員会において、個々の業種の実態と展望を踏まえ、MFA発動の枠組みについて集中的に御審議いただいているところでございます。

委員お名前を引用されました近藤駒太郎さんは、実は私もかつてともにまさに繊維の規制問題、これは当時はアメリカの規制に日本が反対する立場であったわけでありましたが、時がたちまして、我々は攻守所をかえておるということでございます。私も、委員の御指摘のような状況を踏まえまして、今後、通商問題小委員会の検討を踏まえつつ、総合的見地から適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

○吉田(公)委員 大臣の答弁で一つあれなのは、それだけ悠長なことを言っている現状かなというふうな気がいたしております。特に繊維産業におきましては、

私の手持ちの資料では、一九八七年に初めて日本におきまして繊維の貿易が、輸入が輸出を超過する。つまり日本は、繊維に関しては、今や輸出大国ではなくて大きな輸入大国になっている。

もう一つの資料によりますと、一九九二年におきましては、日本国内で消費されております繊維製品の輸入浸透率、つまり私たちの着ている服、さまざまな繊維製品という服を、スーツだとかすべてを含めたその割合というのは四五・八%、つまり市場の四五・八%は今や輸入品が占めるようになってきた。

そういう中におきまして、円高になってくる、工場を海外展開していく、海外からどんどん安いものが入ってくる。そういう中で、いや、支援策で何年間かしのいで、その間に何とかなるよというお考えというのは、いつまで待たずんだという繊維業界の、また、繊維に携わる従業員の皆さん方の切なる要望というのがあるのではないかと思っております。

そこで、先月十八日に調査を開始されましたパキスタン産綿糸のダンピング疑惑につきましましては、速やかに断固たる措置をとられるべきと考えますけれども、現在の調査の進捗状況等、アンチダンピングに対する政府の御決意のほどをお聞かせください。

○土居政府委員 御指摘のパキスタン産の二十番手、太番手でございしますが、その綿糸につきましましての対日輸出に関するダンピング、関税の課税の問題につきましましては、昨年の十二月二十日に業界から提訴がございまして、去る二月十八日に政府として調査開始を決定したところでございまして、これは調査開始されましたから原則として一年以内には結論を出すということになっておりますので、現在、そういった作業に入っているところでございまして。

調査に当たりましたは、ガット・コード及び国内関係法令にのっとりまして、透明かつ公平、厳正に対処していくこととしております。

○吉田(公)委員 そういふふうにしていただきたいところですが、この項に關しましては最後に一点だけ意見を述べさせていただきますかと思っております。

何度も申し上げておりますように、日本は今や市場占有率で四五・八%が海外製品だ。大臣もいみじくも言われました。アメリカにおきましては、一九七四年に、市場に八・三%の繊維製品が入った段階で、MFAを発動している。その結果、現在アメリカの繊維産業がどうなっているかという、御承知のとおり、いっとき非常に下火になったのが隆盛になってきた。

日本におきましても、具体名を挙げていかかかと思っておりますけれども、ヘインズですとかさまざまな下着が入ってきている。日本がいつまでも海外に気兼ねというふうなものをされて、その結果として日本の繊維産業が衰退の方へ向かってしまいう、暗い長いトンネルに入っていくというのは、果たして通産省がとるべき道かどうかというのは非常に疑問だと思っております。

また、その中におきまして、四〇・五%も中国から製品が入ってきている。それがある意味で、アメリカなんかは人権を侵害している中国から製品を入れるのはいかにかという声が出るくらいですけれども、じゃ中国の占める割合が四〇・五%もある日本において、ひょっとして、万が一でもこのMFAに關してそういうふうなことの関係、影響というふうなものがあるのであれば、それは取り除いていただきたいということを最後に一言申し上げまして、具体的な質問に入らせていただきますかと思っております。

この織工法にとりまして四つのポイント、情報化ですとか国際化、また高齢化というふうなのが今産業全体について言われておりますが、繊維産業につきましてももちろんこれは言えることでありまして、また、繊維産業にはこれとは別に環境問題というものがやはり影響してくるのではないかと私は思っております。

そこで、まず第一点、情報化についてですけれども、生産、流通、消費の各段階の情報を構造改善と産業の活性化に役立てるために、各企業の情報化支援策というものが必要になってくると思っております。コンピュータシステム、POSシステム、さまざまなことが念頭に置かれていっていると思っておりますが、どのような施策をお考えなのでしょうか。

○土居政府委員 御指摘のマーケット・イン型の構造改善といひますか市場指向型の構造改善、これを達成するためには、製造業者と流通業者の連携によりますクイックレスポンス体制を繊維業界に広く普及することが重要でございまして。

このため、来年度予算につきましましては相当な拡充を行っておりますが、まず第一に、中小製造業及び流通業が、この情報化のための構造改善のグループを組みまして、いろいろな構造改善事業をやっていくという場合に、これについてのフィージビリティスタディーあるいはシステム設計費の補助を行うということにいたしておりますので、そのための新たな予算を編成しております。

それから第二点は、各グループによる構造改善事業を推進する上でのベースになる問題でございまして、繊維業界における共通のといひますか統一のデータベース、これがぜひとも必要でございまして。特に中小企業にとつては必要でございまして。いわゆる共通商品マスターデータベースというものでございまして、この開発がこの対策の一番の基本ということにございまして、そのための予算も、来年度だけでは終わらせませんが、何カ年計画でやることになると思いますが、そのための予算。

それから、特に中小企業にとってPOS情報、日本の繊維産業においてはPOS化というのは非常におくれておりますので、この情報化分析システムの開発を行うことにしております。

○吉田(公)委員 今、局長言われました中で、異なる企業がグループを組んで構造改善事業をやっていくわけでありまして、その制度は、中小零細企業、中規模企業の整理淘汰促進につながるというところではなくして、中小零細企業にもグループ参加の機会が確保される。

イタリヤの例なんか、御承知のとおりイタリヤというのは繊維産業の構造が日本とよく似ている。中小企業を中心になって輸入も非常に多い。しかしながら輸出展開を非常にしている。その理由は、日本の場合は大企業による系列化、イタリヤの場合はそうじゃなくて中小がそれぞれ競争していつている、切磋琢磨することによってイタリヤの中小の繊維産業が生き残っているという一面もあると思うのです。

そういうふうな諸外国の例もある中で、このグループ参加の機会が確保されるということ、それは非常に重要なことだと思っておりますけれども、その辺の配慮がされているところの考え得べきことはいくつかあるのか、お願いいたします。

○土居政府委員 この構造改善事業につきましましては、連携グループをつくることによって、相互に機能を補完し合つて、商品開発とか情報化を進め

ていくということでございますので、そのグループの中には、中小企業あるいは小規模企業、こういったものが当然主体的な参加をしていただくというのを予定しているものでございます。

○吉田(治)委員 今回のポイントでありますメーカー、流通、デザインというのですか、生産、流通、消費という、川上、川中、川下とよく言われているものの連携というふうなものによって新しい繊維産業の展開を開きたいというふうなのが趣旨にあるのですけれども、その中におきまして、特にデザイナーでございますね、ビエル・カルダンですとかなんとか私たちは知っていますし、また、日本にもさまざまなデザイナーの方がいらっしゃると思うのですけれども、そのデザイナー等を繊維産業事業者に加えることは非常に有意義なことと考えます。

その優秀なデザイナー等の人材を確保するという意味で、繊維の特性を理解した専門家を、デザイナーを含めて、単にデザイナーというだけじゃなくて、繊維産業におけるある意味の管理職というのですか、マネジメントをする人たちを含めた方々を育てていかなければならないと思います。そういう施策がとられていくんだと思いますけれども、特に、先ほどのイタリアの例では、それぞれ企業がやるだけじゃなくて、行政ですとかそういうようなものがさまざまな援助をしていると聞いておりますが、その施策の充実というふうなのが必要になってくると思いますけれども、こうしたある意味でのソフト面の充実についてはどうなっているのでしょうか。

○土居政府委員 人材育成につきましては、今先生おっしゃったように、デザイナーだけではなし

に、マーチャンダイザーとかパターンナーとか、企業内のそういった専門家の養成も必要でございますし、さらにはマネジメントクラス、経営者あるいは中堅幹部、こういったところの高等教育、これが非常に重要でございます。今御指摘になりましたイタリアの例もございまして、フランスあるいはアメリカ、アメリカではFIT、ファッション工科大学というものが非常に繊維産業の中核的な教育機関になっておる面がございまして、そういったことから、御指摘のような方向がぜひとも必要だということでございます。

○吉田(治)委員 それでは、高齢化対策というふうなもので次に質問させていただきますかと思

零細な企業が特にこの伝統的な産業を支える中

政府は、この後継者対策及び繊維産業の長期ビジョンについて、どのような施策と見通しを立て

ているのでしょうか。

○長田政府委員 御指摘のとおり、繊維産業を

いたしまして、従来の大蔵省とも実は率直に

しかしながら、この問題は、先生御指摘のと

○土居政府委員 二点目の繊維産業の明るい将来

具体的には、日本の繊維産業というのは世界一

化提案型産業として日本の産業構造の一角を支

○吉田(治)委員 そういふふうな中で、高齢化と

政府は、こういう繊維関連企業の合理化です

○土居政府委員 繊維産業における高齢化の進展

こういふ緊急の経営対策については、一般

こういふところで制度的なメニューは大きく用

意したところでございます。

さらに、税制につきましても、この法改正によりまして、従来の機械装置の割増し償却制度の延長をお願いをしておるところでございます。そういう意味で、制度のメニエーは、この設備の合理化、省力化にかけて相当程度整備したところでございます。

現在の構造不況を乗り切つて、さらに中長期的な観点からの設備投資マインドが出てくるということになれば、この対策が生きてくるものというふうに考えております。

○吉田(色)委員 その中で、再び貿易の方向へ少しお話を戻したいと思つたので、先ほど言いましたように、一九八七年に初めて日本の繊維産業が輸入産業になつてまいりました。輸入産業というか、輸出よりも輸入の方が多くなつてまいりまして、それから以降どんどん輸入がふえてまいっている。現状では六十六億六千万ドルもこの繊維産業において日本にとつての貿易赤字。つまり、六十六億六千万ドルも海外から余分に、余分というか、輸出するよりもたくさん買つていく。

先ほど言いましたように、日本という国は、今や輸出大国から輸入大国へというかけ声の一番先頭を切つていけるのがこの繊維産業であつて、また、先ほどから申し上げておりますように、その中においては、構造不況という非常に厳しい状況の中、円高でも、ある一部の産業によつて、貿易黒字は一千億ドルだ、やれ何百億ドルだという形で、もっと日本は輸入をふやせ、そのために円高圧力がかかってくる。円高になつてくると、ますます繊維という一番取り扱いやすい産業というふうなもの海外へ出ていく。

御承知のとおり、日本の繊維産業がたどつてきた道というのは、より安いところを求めて、韓国へ出、台湾へ出、そしてシンガポールへ出ていき、今やインドネシア、マレーシア、そしてベトナム、中国というふうな形で、そして最終的にはインド、パングラデシュと。

私も、アメリカ時代に、きょうは着ておりませんけれども、スーツを買つたり、このワイシャツはアメリカで買ったワイシャツです。買ったワイシャツですけれども、アメリカ製と言えないのは、後ろを見ますと、メード・イン・パングラデシュですとか、メード・イン・カリブ海のどこか知らない国の名ですとか、そういうような形の服を私もたくさん着ておりまして、繊維業界の方にその話をすると、君は体が大きいからその服しか買えないんだらうといつも言われるのですけれども、でも、そういうふうな形でどんどん海外の製品が入ってくる。

しかしながら、だったらアメリカで、例えばアメリカで話すけれども、アメリカで繊維産業が全然だめになつたのかというと、そうではない。先ほど申し上げましたように、アメリカからの輸出は確実にふえていっている。

その中では、駐日アメリカ大使館のある商務官の女性の方が、一生懸命日本の市場を開拓するために、この三年間、ベトナム系アメリカ人の方らしいですけれども、本場に一生懸命、東京、大阪、日本じゅうを歩いて、日本に合う製品、日本人が喜ぶような製品、日本人が買つてくれそうな繊維製品というものを、情報をこつこつ集めてアメリカ本土へ送つて、その結果、アメリカの企業が日本へ出てきた。

私の地元大阪では、本場に繊維産業の占めるウェイトが高うございます。日本輸出縫製品組合の本部も私の選挙区にございまして、本場に繊維で今まで飯を食つてきた、繊維を輸出することによつて飯を食つてきた。そして、それが日米の繊維交渉、日米の貿易摩擦の一番取っかかりである繊維交渉から、一ドルシャツに代表される繊維交渉から、だんだん輸出の割合が減つてきて、今やもう輸入になつてきた。

輸出組合の方でも、いつまでも輸出組合ではいかか、エクスポートアソシエーションじゃなくて、トレードアソシエーションに変えようかというふうな組合の方の声も一部出てきています。

そういう中で、先ほど言いましたように、繊維産業が占める日本での割合、雇用においては一〇%、それだけの産業をこのまま自然死させていくのはいかか。長いトンネルに入つてきていて、将来これは構造改善さえできればいいよとか、頑張れば何とかなるよという段階じゃなく、また次の新たな希望に燃える火を出す必要があるのではないかと考えます。

その中で、今申し上げました国際化という中で、輸入ばかりじゃなく、もう一度輸出というのですか、日本の繊維製品は、今局長言われましたように、非常にすばらしいテクニカルな技術を持つていて、デザイナーの力を持つていて。そして機械も世界一流のものを持つていて。そして国内市場は世界第二位だと言われている。それだけの基盤をもう一度繊維産業に復活させて、そしてそのことによつてまた海外への輸出もふやしていくというふうなことも、これからは発想として必要ではないかと思ひます。

繊維産業の人たちの中には、私たちは戦後の復興期一生懸命頑張つたのにその後は虐待され続けている、何でもこんな苦しい目に遭つていんだという声も確かにあると思ひます。

その中で、日本の繊維製品が、価格面においても、また、品質面、デザイン面におきましても世界の市場において確固たる地位を占め、輸出をする、輸出をふやして繊維産業の技術革新と新規商品開発意欲を刺激するというのが繊維産業の再活性化の道ではないかと私は考えるわけであります。単に、輸出で苦しめられて、何とかしようじゃなくて、今度は、守りじゃなくて、攻めをも一度考える必要があるのではないかと思ひます。

その中におきましては、日本発のブランドイメージも必要でしょうし、メード・イン・ジャパににおける信頼性というものを、そこへこの織工法で言われているようなデザインですとか、川中、川下の部分までプラスさせていけば非常にいいものが出て、確固たる世界の繊維産業、繊維の

マーケットにおける地位を占めるのではないかと思ふのですけれども、こうした確固たる地位を占めるために、ブランドのイメージの育成ですとか産業の育成に今回のこの法改正というふうなものはどの程度の支援と効果が期待できるのでしようか。

業界の方は非常にこの法案について期待されておられます。これによつてもう一度自分たちの産業を夢見るもの、そしていろいろな人たちに勤めてもらえる力のある産業、伸びている産業にはどんな人も集まつてまいりますので、そういう産業にしたいという希望もございします。その辺はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○土居政府委員 今先生が冒頭にお話しになりましたアメリカの例を引いてのお話、確かに、アメリカだけではないに、ヨーロッパ諸国も含めて、繊維産業は入超産業でございしますけれども、しかし、ファッション産業として、量的には入超の中で、繊維産業は隆々として先進国型産業として栄えておるといふことも事実でございします。

さらには、海外展開等、米國もやっておりますけれども、それも国内の繊維産業の体力があつてという状況であるのは御指摘のとおりでございまして、この日本の今回御提案しております繊維の構造改善策につきましても、先ほどのような中長期的な将来ビジョンのもとに、御説明しましたクイックレスポンスの件だけではなしに、今度の構造改善事業の中では、クリエーション型の構造改善事業というのを特に強調してまいります。

これは、従来の産地の生産が、どちらかというと下請分業型で、コスト削減というところに集中的に向かつておつたわけでございしますけれども、それをむしろ今御指摘がありましたイタリアのように、ファッション性も含めて、外に對して発信していけるようなクリエイションの能力を持った繊維産地あるいは繊維産業、これを育てていかなければいけない。

さらには、アパレルの分野についても、日本の繊維産業はどちらかというと海外の流行に追隨し

て、それに安住していた面がございますけれども、そういった面についてはむしろ日本発の発信をこれからしていかなければいけない。

そういう意味でも、クリエーション型の構造改善が重要であるということもございまして、今度の構造改善事業の一つの大きな柱でありますこの事業を中心に、今御指摘がありましたような攻めの政策の展開ということが必要であらうというふうに考えております。

○吉田(逸)委員 こういうふうな構造改善、新たな立法措置また新たな予算措置をしていって、よく中小企業の、私の地元なんかは中小企業が多いものですから、話を聞いていますと、そういう制度があることすら知らない。繊維の場合は非常に業界団体がしっかりされていますのでよく御承知だと思っておりますけれども、いろいろな施策をされている中で、ああそういうのがあったのか、そういうのは知らなかったというのが非常に多々あることだし、また、そういう声も非常に聞きます。

こうした場合に、今回の法改正が、この法案の要綱にもありますように、今までの法律を期間延長するだけのものでなくて、中身もこれだけが変わった、全然今までの連立発想で、繊維産業を夢見るもの、希望あるものという形で、次に進展させていくというふうなものであるんだというこの周知徹底というふうなものが必要になってくると思えます。

商工会議所ですとか、経済団体によってさまざまなパンフレットがございまして、ああこんなあったの、あんなのあったのと、私の父親なんかは、町工場をやっておりますと、一日じゅう工場に働いておられますから、そういうところにすら行かない。行けよと言うのですけれども、行って何ほものになるという非常に大げさな発想をするものですからなかなか行かないのですけれども、やはりその辺の周知徹底というものは、来るのを待つんじゃないで、こちらの方からどんどんそれを図っていく。英語で言うパブリックリレーション

ンズ、広報という言葉だけにとどまらずに、こちらから足を運んでいくということも、繊維産業の方々のみならず、さまざまな産業の方々にとって必要ではないかと思えます。

その辺をお願い申し上げますとともに、やはりこの織工法の改正で終わりといいことでは私はないと思うのです。これからまた、今までの問題を解決する非常にいい法律だと思いますけれども、今後のフォローアップというのですか、この法案ができて以降のフォローをどういうふうな形でできているのか、お願いいたします。

○土居政府委員 この改正案が成立されました後に速やかに改正内容を周知徹底するということは、当然、御指摘のとおり必要なことであらうというふうに考えておられます。まず第一に、繊維産業の業界関係につきましては、中央では日本繊維産業連盟というのがございます。こういった業界団体に対するフォローアップ体制をとっていただきまして、ここを通じて、全国の中小企業を中心とした繊維関係者に対する周知徹底を図っていきたく思っております。

通産省といましては、各通産局を通じて、都道府県あるいは今御指摘ありました商工会議所、商工会、産地組合、こういったところに説明会等を通じて周知徹底を図っていくということにしております。

今後のフォローアップ体制につきましては、先ほどの業界の体制と同時に、このビジョンの答申を出しました審議会の小委員会等によりまして、定期的にこの対策については、今後、業界あるいはマスコミを含めました関係者の委員が入っておりますので、そういったところでこの対策のフォローアップを行っていくという体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

○吉田(逸)委員 引き続きまして、環境問題、それにかかわる経費についてお聞かせいただきたいのですけれども、環境問題というのは非常に大きな問題がクローズアップされてきてまして、すべてのものが環境にかかわってくる。私の快適な

の不快適、私にいいこと地球によくないこととか、さまざまな言葉が言われるようになってきております。

そういう中で、日本も、一九六〇年代、七〇年代の公害問題、公害訴訟等を通じて、公害というのはとりもなおさず環境というふうなものに対する一つの破壊行為だと思っておりますけれども、それに対するさまざまな規制ですとか調整が図られるような施策がとられるようになってきております。

繊維産業においても、これは労働条件というだけじゃなくて、繊維、テキスタイル自身が石油からできておたり天然資源からできておたりするわけでありまして、環境に対する取り組みというのは繊維産業自身にも非常に大きな課題、問題、また必要なものであると思っておりますけれども、その中におきまして特に染色産業の方でございまして、生地に色を染めていくという業界の中におきまして非常に問題が起っておりますのは、この環境に対する規制が彼らにとっては非常に厳しい。厳しいという言い方はいかかかと思っておりますけれども、環境についての規制、それに対する、それにかかわる経費、費用の膨大さに非常に苦しんでいる状況でございます。

川の水を汚さないということは重要なんですけども、それに対して色の規制をかけてくるという県があると聞いております。色規制というものは、今ですけれども、規制といたしまして、今の流れとしては規制緩和という形で、どんどんそういう規制もなくなっていく方がいいんだという声はあるんですけども、事環境に関しましては、規制緩和の方向をすべて歓迎するわけにはいかないと、思います。規制、規制というところで環境問題の規制まで規制緩和ということをやっていきますと、いつかは自分たちにくる問題がこの規制の問題だと思えます。

特に、繊維の問題におきましては、この染色業界の方々が言われるのは、川の水への色規制などがあることによって、例えばこの織工法ができ

て、クイックレスポンスまたはデザイナーということで、この色ははやっていて、こういうふうな商品がはやっていてというふうな川下からの情報も川上という業界に入ってきて、いや、済みません、うちはこの色を使ったらあかんことになっているんです、だめになっているんです。そうなりますと、織工法のこういう趣旨自身がちよっといかなるものになってくるかと思えます。

ですから、規制を緩和しろと私は決して申し上げません。そうじゃなくて、そういうふうなことににかかわる環境対策の各種支援というものと同時に、先ほど申し上げましたように、技術の革新というものは、これだけ技術立国だと言われている日本、川に流れるその色を規制する、そのためにその色が使えないということがあってはいいかかと思えます。

例えば、川でそれをやった場合にでもその色が出ない、そういうふうな技術の革新も必要になってくると思えます。その辺を含めての環境に対する支援策というふうなものをお願いいたします。

○土居政府委員 御指摘の染色整理業というのは、日本の繊維産業のシステムの中で非常に重要なセクターであります。技術水準も非常に高いし、そういった意味で繊維産業のキーセクターと言っても過言ではないと思っておりますが、その染色整理業の問題は、染色排水処理の問題でございます。そういったことから、特に中小規模の企業が大宗を占めます染色整理業者にとっては非常に経営上の大きな負担になっておるといってございまして、政府としてもこれまでいろいろな対策をとってきております。

具体的には、技術開発に對しましては技術改善費補助金による支援をしていく、さらには公害防止設備について税制上のいろいろな特例措置を講じておく、さらには中小企業金融公庫、国民公庫、あるいは中小企業事業団、開銀、こういったところを通じて公害防止関係あるいは環境対策関連の特別の融資を行っていくということで、

支援を行ってきているところがございます。

さらに、染色整理業はエネルギー多消費型の業界であることから、その染色関係の設備につきましても、いわゆるエネ革税制、エネルギー需給構造改革投資促進税制におきまして、装置を指定しまして、この支援を行っているところでございます。

御指摘のありました色の問題についての技術開発、こういったことも十分念頭に置きまして、今の様な制度を活用して、この染色整理事業者の環境対策を推進していきたいというふうに考えております。

○吉田(色)委員 なる御質問してまいりました。結局行き着くところは、繊維産業を夢あるもの、将来あるもの、そして守りでどんな自然死というんですか、先行き不安、日が暮れ商売というんですか、もう先がない、後は真つ暗やみだやという産業にするのではなくして、これからもう一度目上ってくる産業、春がやってくる産業というふうなものになるように、この織工法が成立し、また、それによってさまざまな施策が講じられることを望むと同時に、やはりその時間というものは、繊維業界の方々は私たちが思っている以上に時間がないのかもしれない。本場に短期に早く、そして迅速に、しかしながら細細に、細やかに、優しくこのことをしていかなければならないと思います。

そのために、これ以上繊維産業の皆さん方が苦しむような繊維貿易の現状のあり方というふうなものを再考いただいて、繊維貿易の秩序あるあり方、その確立を望むと同時に、この施策が非常にいいものを生むことを期待しまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○中井委員長 吉田治君の質疑は終わりました。次に、吉井英勝君。

○吉井委員 吉井でございます。

日本の繊維産業というのは、日本の経済の中、それから産業史の中でも非常に大事な役割を果たしてきたと思うわけです。戦後の日本の経済が立

ち直っていく過程におきましても、日本の産業全体の中で繊維産業は極めて大きな位置を占めてきました。

例えば戦争が終わって十年ほどたった一九五五年で見ましても、製造業に占める繊維の製造業の事業所の中の割合というのは二〇・四％であります。当時の従業員数で見ますと、四人に一人に当たる二・三％は繊維であった、こういうふう非常に大きな役割を果たしてきたわけでありまして、これが八五年のプラザ合意の後、円高政策がとられ、円高不況が来て、前川レポート等、円高をてこに輸入拡大政策というのが進められてきました。それが今日のこの戦後最悪の不況と結びついて、繊維製品の輸入は急増してくるわ、繊維産業自体がこの不況の中で本場に深刻な打撃を受けているというのが今日の事態だと思っております。

中でも産地中小企業は極めて深刻です。これはマスコミ等でも紹介されておりますが、例えば丹後ちりめんの里では、一九七五年で七百九十五万反の生産量が、八五年で四百二十九万反に減っておったものが、この六年間でさらに二百八十八万反に減ってくるのか、輸入で見ても、七五年の六十五万反が、逆に八五年で二百二十二万反にふえ、九一年で二百四十五万反にさらにふえています。こうした中で、最近の一年半で三十名ほどの自殺者、自殺未遂の方が出てくるなど、丹後ちりめんの里で深刻な事態が生まれているということ、これは報道もありました。

私は、この繊維産業の問題を考えるに当たって、今日の深刻な事態についての大臣の認識というものを最初に伺っておきたいと思っております。

○熊谷国務大臣 繊維産業が、歴史的に見ましても、日本の工業化の初期から大変重要な地位を占め、そして雇用の機会を提供する重要な産業であったことは、まさに御指摘のとおりでございます。

ただ、この繊維産業が、一方で、後進国といえますか開発途上国からの追い上げに、また、アメリカを初めとする先進国の繊維産業の輸出に対する規制と両面相ましまして、挟み打ちに遭いまし

て、なかなか厳しい状況になってきたのは、実は最近ではございませんで、歴史的に見ますと、二十年以上も前からじりじりと進行してきたわけでございます。加えて、日本の為替レートがだんだん上がってくる。御指摘のような状況の中で、大変に繊維産業が厳しい状況に遭遇しているということは、私どもも承知をいたしているところでございます。

こういうふうな状況を踏まえて、果次にわたりまして、いわゆる繊維工業構造改善臨時措置法という名のもとに、構造改善策を講じてまいったわけでございます。

しかしながら、申し上げましたような環境の変化というものはいよいよ厳しくなってきたわけでおるわけでございます。この構造改善策のあり方について、もう再検討することが必要だということで、今回の繊維工業構造改善臨時措置法の期限が来るのを契機にいたしまして、新しい繊維産業についてのビジョン、そしてそのビジョンに基づく新しい対応策を講じていくのではないかと、このことになりました。昨年の暮れに、いわゆる新繊維ビジョンというものを織工審、産構審合同部会において取りまとめましたところでございます。

私どもとしては、国内に何といましても所得の高い一億二千万の大マーケットがあるわけでございます。先ほど来吉田委員からの御指摘もございまして、他の先進諸国の動きなどを見ますと、一たんは厳しい局面になっても、工夫と努力によりまして輸出を伸ばしていくということも可能でございます。そういう産業にしたいと思っております。現実には二百数十万の従業員を抱える大産業でございまして、そうした新しい手がかりをつかんでいきたいということで、今回、繊維産業構造改善臨時措置法という形で法案を取りまとめまして、御審議をお願いしているところでござい

ます。

日本が長い間培われましたこの繊維産業にかかわるノウハウ、そして人材の蓄積、また産業の基盤、こういうものが根本的に崩れているわけでは

ございません。我々は、適切な官民挙げての協力、努力によりまして、この難局をくぐり抜けることができるかと確信しているわけでございます。その大きな柱の一つとして今回の法案を位置づけておるところでございますので、ぜひ御理解の上、早期成立につきまして御支援を賜りたいとお願ひする次第でございます。

○吉井委員 深刻な事態にあるということは大臣も御認識ということをお伺ったわけでありまして、繊維産業は中小零細企業の比率が非常に高いものであります。実際、八五年の少し古い通産省の統計になりますが、従業者数が一人から三人のところが一・三％、そのうち織物業でいきますと七三・二％というふうになっていきますが、そういう非常に中小零細のところでも現在残っておるところというのは、前回の円高不況の後、今もおっしゃった大変な工夫と努力、苦勞して生き延びてきたというのが実態だと思っております。

それにしても、今御紹介しました丹後のちりめんの里のように本場にたくさんの犠牲者が出てくるなど、今回の不況の中で、しかも輸入品は急増するということで、言葉では尽くせない深刻な事態です。

そこで、今回の織工法の改正法案を初めとするこれまでの政府の施策で生き延びられるのかどうか、率直なところそういう不安というのはあるわけですが、まだまだ不十分なものではないか、こういう思いがいたしますが、通産省はどういうふうにお考えでしょうか。

○土居政府委員 繊維産業の非常に厳しい状況につきましまして、先生御指摘のとおりでございます。こういって中での法律に基づきまして構造改善策を進めていくわけでございますが、いずれにしても、日本の産業構造はやはりこれまででも変化を遂げてきたし、これから変化を遂げていかなければいけない。

具体的には、アジア発展途上国の成長も必要でございますし、アジア発展途上国にとっては繊維産業というのは一つの基幹産業にならざるを得な

いわけてございますので、日本の繊維産業もそういったアジアの繊維産業とのすみ分けを図りながら、今先生御指摘になったような今後の明るい展望を一方では持ちながら、産業調整は進めていかなければならないということでございます。そういった意味で、やはり今後そういう産業調整の中でアジアに譲っていかなければならない部分というのが生じてくるのは不可避でございます。

しかし、そういった中で、全体として日本の繊維産業が新しい分野を見出しながら、日本の繊維産業として、あるいは答申で言いますような生活文化提案型産業として花開いていく、道を探っていくということでございます。今度の法律、あるいは先ほど来御説明しました一般的な中小企業対策、こういったものも含めて、そういった方向に全力を挙げていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 そうすると、少し具体的に伺いたいのですが、繊維リソースセンターは前回の五年前の改正のときの目玉の一つだったと思うのです。あのときたしか大体年三カ所程度、五年間で十五カ所ほどというお話だったと思うのですが、現在五カ所ですね。

私は大阪ですから、大阪の例を少し見てみますと、業界団体の方の声なんです、実のところ、大阪の繊維リソースセンターはできたけれどももてあましていない感じが、利用するのが非常にやりにくい、公的には余りそういうことは言えないけれどももともとのことではあります、例えば展示会を開くにしても、場所が泉州というずっと南の方です。それから、お客さんをそこへ引っ張っていくのが業界の方からしてもなかなか大変だとか、率直にそういう声も語られております。

それから、自治体などの地元の関係者の声を聞きまして、繊維全体のコンサルタントのノウハウの蓄積とか、人材養成などの面で、そういうことを今後やっていかないと、ここは機能してこないという御意見も伺っております。

もと通産省の方が示してこられたことというのは、展示であるとか人材育成の問題とか、こういうことを掲げられて、だからこれで活性化を図るんだということを言っているけれども、実はそこそこは今のところ具体的な指図があるわけですよ。ですから、実態は、繊維産業、産地中小企業の振興を図っていくセンターというのにはほど遠いといえます。いささか距離があると申します。それが実態でもあります。

そこで、これをどのように生きたものにしていくかという、この課題が今大事だと思うのです。この点についてのお考えを伺ってみたいと思います。

○土居政府委員 繊維リソースセンターにつきましては、御指摘のとおり、五カ所でございますが、最近、倉敷で一カ所計画が出てきております。さらに、地場産業振興センターというように形で数カ所実現をしておるということでございます。

この繊維リソースセンターにつきましては、当初から想定されたこととございますけれども、単年度での黒字転換というのがなかなか難しいということ、開業後黒字転換は六、七年必要だろうというところは見込んでおいたわけでございます。が、いずれにしても、リソースセンターの今後の経営の問題、あるいは産地における機能の活性化の問題というのは、今後の政策課題であらうというふうに考えております。

ところで、今回の改正によりまして、実は法文の中にも入っておりますが、繊維リソースセンターを新たに構造改善円滑化計画の作成主体に追加をいたしまして、これによりまして地場産業等の振興対策補助金といったソフト面でのリソースセンターに対する支援が新たにスタートをするということにもなります。

そういったことを通じまして、特に今お話がありました人材育成等の面につきましては、先ほど吉田先生に御答弁いたしましたファッション産業人材育成機構による中央の高等教育機関、これを

今育てつつあるわけでございますけれども、そういったものとの連携等を中心として、この繊維リソースセンターの役割の発揮といった方向に向けて、さらに施策努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 私が今指摘しました経営の問題だけじゃなくて、実際にできたものが、いわば前回の活性化の目玉だったリソースセンターを活性化しなきゃいけないといいますが、そういうところに直面しておりますから、これは本当に生きたものになるように取り組んでもらいたいと思うわけです。

次に、LPUの運用の弾力化に加えて、クイック・レスポンスとかマーケット・イン、こういった情報化の促進事業、それから開発促進事業というのを新設ということになっておりますが、消費者ニーズをフィードバックして、原料から最終製品までのリードタイムを短縮するとか在庫を削減するとか、この発想というものはよく理解できるわけですか。

しかし、例えば八六年三月二十八日の衆議院の商工委員会が我が党の野間友一議員が取り上げましたけれども、あのときPOSシステムの問題について取り上げまして、公取委の方から、情報化が進むに伴いまして、不利益が中小メーカーに課されることは、公正な取引方法の規制の趣旨に照らして好ましくないという答弁がありました。うに、実はこのPOSシステムの問題のときにもあったという問題が、メーカーや大手商社の系列支配の強化とか、下請中小企業、流通業者を事実上いわば強制的に廃業に追い込むようなことにつながっちゃうんじゃないかというの、私は、今お考えの情報促進事業とか開発促進企業をせっかく新設しながら、それがこれまで日本の繊維産業を支えてきた中小零細企業に打撃を加えるものになっちゃいけないと思うわけです。

これは九二年のある新聞で、「よみがえる合織産地」ということで紹介された中にも、系列化が進む中で、例えば福井県では全体の六割以上が織

機二十台以下の家内工業的な機屋さんで、設備投資や人材確保ができず、八五年以降で一千軒が廃業をしてきた。そして、だんだん系列化が進んだ問題などが指摘されておりますが、今お考えのものがそういうことにならないようにという点での通産省の対応というのが非常に大事になってくると思っております。この点についても伺っておきたいと思っております。

○土居政府委員 情報化は、これは当然日本の経済社会がこれから進めていかなければならない一般的な命題でございます。特に繊維産業の場合にはPOSの導入比率も非常に諸外国に比べて低いということ、この情報化を進めることが繊維産業が全体として今後大きく発展していくための一番基本的な命題だということで、今回の対策を進めるわけでございます。

その中で、実は先ほど来御説明しましたように、この情報化のための構造改善事業というものは、当然、大企業だけではなしに、中小企業、零細企業も参加した形の対策をぜひ進めていきたいと思っております。予算措置は、そういった零細企業、中小企業に対してむしろ講じていくということを考えているわけでございます。

ただ、御指摘がありましたような公正な取引あるいは下請の締めつけ、こういったことにつきましては、中小企業庁、公取と十分協議しながら、そういうことがないような施策というのが別途必要であらうことは当然であらうというふうに考えております。

○吉井委員 次に、MFAの問題についてですが、この協定の締結の状況を、アメリカとECとカナダについて、これらのところが何カ国と協定を締結しているか、また、繊維製品の何割あるいは何%を対象にして輸入規制を行っているか、これについて伺っておきたいと思っております。

○土居政府委員 あらかじめ御質問の通告がなかったものですから、カナダについてはちょっと手元にはないのですが、米国につきましては、ブラジル、中国、香港、韓国等二十八カ国との間で

MFAに関する三國協定が締結されております。

○吉井委員 二十九ですね。

○土居政府委員 国の数が二十八で、ルーマニアが二本の協定になりますので、二十九の協定になります。

それから、ECにつきましましては、十九カ国との間で二國協定を締結しております。

○吉井委員 何割かわかりませんか。

○土居政府委員 そのMFA規制品目の繊維製品の輸入全体に占める比率につきましましては、各国とも公表をしておりますので、正確な把握は困難でございますけれども、一般的には、アメリカの場合には米国の繊維製品の約八割がMFAの対象になっているというふうに言われております。

○吉井委員 アメリカが八割、ECは五割ということですね。ECの方は五割でいいですね。うなずいていただいておりますので、五割でいいと。こういうふうには、ECにしてもアメリカにしても八割とか五割とか非常に高い比率で規制をかけているわけでありまして、日本としてもやはりこういうMFAの発動をしていただきたい、こういう要請が随分出ておりますね。日本綿紡織物工業組合連合会などから、新繊維産業ビジョンの策定に当たっての要望事項で昨年も出ておりますし、また同様に、「綿紡織物業の業況と課題について」というふうな中でも要望が出されております。

昨年十二月の答申の中でも、今度の答申をまとめられた繊維工業審議会の中に設けた通商問題小委員会が検討しているということでありまして、このMFAの発動については大体五月中旬をめどに答申を出すというふうにも伺っておりますが、大体この検討のポイントというのはどういうところにありますか。

○土居政府委員 このMFAにつきましましては、御指摘のように答申でさらに小委員会等によって検討すべしということございまして、昨年の八月から通商問題小委員会というところで検討をして

おります。

個々の業種につきましましてずっとヒアリングをしておいたわけでございますが、そういった個別業種の実態と将来展望、こういったものを踏まえながら今検討しておりますのは三点ございまして、一点は、答申でも指摘してありますように、MFAの発動についてはそれなりの政策効果というものもあるわけでございますが、一方でマイナスイメージというものもございまして、そういった面の比較考量についての政策判断の枠組みといえますか、こういったものを整理をするというのが一点でございます。

二点目は、これは国際的にもMFA発動の要件とされております市場擾乱、この市場擾乱の技術的な判断の指標の明確化というのがございまして、三点目は、品目カテゴリー、こういったところの技術的な検討ということございまして、そういった点を中心に今検討をさせていただいているところでございます。

○吉井委員 それで、伝えられておりますように、時期は大体五月中旬ということ、MFAの発動の方向でというふうに理解していいですね。

○土居政府委員 五月中旬に報告書を取りまとめの予定だということで作業をしております。

方向性につきましては、一応枠組みはビジョンで提示されておりますので、そういったビジョンで提示されましたMFAの位置づけについての今申し上げましたような三点の基準の明確化というところが中心であろうかというふうに考えております。

○吉井委員 そこで、私は、このMFAの発動をしくなくとも、今回のこの織工法さえつくれば日本の繊維産業や産地中小企業が生き延びられるのかどうか、このことを考えたときに、そう容易に生き延びられるような事態にないと感じているのです。

そこで、率直に大臣に伺いたのですが、昨年の秋も議論しましたように、日本のこの貿易黒字というのは、輸出の上位三十社で五一%を占める

ぐらい、大体、自動車、電機を中心として大きな貿易黒字を生み出しているわけですが、そのことがあるからということで、日本の産業を支えてきた今日の繊維産業を犠牲にしたいというものではないと思うのです。

私は、やはりこの繊維産業を本当に守るためにMFAを発動する、そういうところへ踏み切っていかなければいけないと思うのですが、大臣のこの点についての御見解を伺っておきたいと思っております。

○熊谷国務大臣 本件につきましては、先ほど吉田委員の御質問にもお答えしたところでございまして、けれども、この小委員会での議論がまとまったところで、私どもとしては総合的な立場から判断をしてみたいと思っております。

申し上げるまでもなく、繊維の競争相手はいわば開発途上にある国々でございまして、そうしたものも踏まえながら、我々としては、日本の繊維産業をどのように活路を見出していかんという視点に立って、総合的に判断をしていきたいと考えているところであります。

○吉井委員 時間が参りましたので締めくくらせていただきたいと思います。やはりMFAの発動問題について、本当に、これは総合的に判断ということでありまして、文字どおり総合的に判断しても、日本の繊維産業を守るといふ立場に立って、この方向で考えていただきたいと思うのです。

最後に一点だけ、この予算措置ですね。これを見させていただきまして、昨年よりは少しふえておりまして、四億六千九百万というふうになっておりますが、実はこの法律による助成策が小さいだけじゃなくて、繊維関連の予算も余りにも小さいというのが今法律を出しておられる時点での問題の一つだと思っております。

私は、航空機開発補助金・交付金、YXXについて見れば、八一年から九三年の十三年間で百八十七億二千四百万円。ことしの二月にこの事業は

凍結するということを宣言しながら、実は九四年で五億七百万円の予算をYXXについては組んでいるのです。これよりも繊維の予算は少ないのです。私は、こういう姿勢はやはり改めていただいて、繊維対策の強化について予算も含めて取り組んでいただきたい。

この点について、予算についての取り組みなど、最後に大臣の決意を伺って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○熊谷国務大臣 委員御案内のとおり、この繊維政策というのは大半が中小企業政策でございまして、むしろ繊維政策は中小企業一般政策の中から特掲されて、特別に重視されて行われているというふうに私も理解しております。実際に繊維産業に投入される資金というのは、実は大変な規模の金額がいわゆる構造改善政策関連高度化事業あるいは融資措置その他で導入されているわけでありまして。

ただ、御指摘のように、新しい繊維産業の特有の政策が出てまいりまして、私どもも今回、金額は小そうございますが、一応倍増ということでございますので、これからもそういう方向で努力をしていきたいと思います。

○吉井委員 終わります。

○中井委員長 吉井英勝君の質疑は終わりました。

次に、甘利明君。

○甘利委員 織工法の質問に入ります前に、先般の日米首脳会談について若干伺いたいと思っております。

私は先週、規制緩和並びに貿易問題に関する調査団の副団長でアメリカに行つてまいりました。かなりタイトな日程の中で、USTRのキャタール代表、パシエフスキー次席代表を初め政府関係者、それから下院の歳入委員会貿易小委員長のギボンズ議員、あるいは下院のコービー議員を初め議会関係者とも精力的に会談をこなしてまいりました。別に政府特使ではありませんから、かなり自由に物を言つて、意見交換をして帰つてきたわ

けでありますけれども、印象としては、日本国内で見ている以上に厳しいなど、これからのそのフリームワーク協議もなかなか厳しさが予想されるという感じは帰ってまいりました。

日米首脳会談は、合意が成り立った部分と、それから事実上決裂をした部分と双方あるわけですが、日本では全体が決裂したような印象を若干与えておりますけれども、かなりその象徴的な部分で話し合いがつかなかった。日米会談が部分決裂をして、その後にはマスコミにはノーと言え、日本という活字が随分隔ったわけでありまして、私はあの場面に關して、受け入れられないという主張をしたというのは、これは正しいと思っております。

客観基準、数値目標について、セクター別の部分で、進展度合いを数値で管理するということは、通産大臣が前からおっしゃっているように、まさに管理貿易でありますし、貿易すなわち民間部門の経済活動を政府が数字で縛るなどということとは本来できるわけはありませんから、これはノーと言ったこと自身は間違いないことだと思っております。

私も向こうでいろいろ申し上げたのですけれども、貿易交渉には原理原則とそれを補完していく応用動作というのがある。原理原則というのは日本もアメリカもこれまで随分汗を流してはくんできた自由貿易体制である。それがうまく作動していくように応用動作で補完をしていくのだ。応用動作は何かというと、それぞれ当事者の国の自主的な努力です。この自主的な努力を拘束をしてしまつて、しかもそれを原理原則とすりかえるようなことになる、これは自由貿易体制そのものが瓦解をしていく、何のためのガットか、そして来年の一月からスタートをするWTOは有名無実なものになってしまふじゃないか、随分こういう主張をしてまいりました。

日米会談が部分的決裂をして総理がお帰りになつて、その後かなり慌てて官房長官が日本側の自主的な努力、規制緩和も含めて三月末までに具

体的な項目を詰めるという指示をなされましたけれども、その内容について、かなり詰まってきたものについて、ちょっと御報告をいただけたか。

○坂本(吉)政府委員 全体の概要でございますが、二月十一日に日米首脳による会談がございました。ただいま甘利議員御指摘のような結果であったわけでございます。

その後、日本側におきましては、いつまでもこの日米の貿易協議あるいは経済協議というものがいわばとげの刺さつたような状態にあることは日米双方にとつて好ましいことではない、また、世界の貿易経済全体の流れの中でも好ましいことではないといふことにかんがみまして、我が国としてフリームワーク協議、あるいはそれ以外に日本側の市場アクセスの改善、あるいは政府調達について透明性が必ずしも十分でないと言われている部分、あるいは輸入の促進、そういった我が国がいずれにせよ講ずる必要がある、また、アメリカ側からもいろいろ交渉において指摘のある、そういった各項目につきまして我が国として何ができるか、そういうことについて政府部内で検討を進めているところでございます。

いすれにせよ、日米フリームワーク協議に即して申し上げますと、日米双方があの共同声明において約束をいたしましたことは、日本側に即して申し上げますと、内需主導の経済運営を行うことによつて経常収支の意味のある削減を図る、また、ミクロの分野につきましては市場アクセスの改善を図る、こういうことが大きな目的としてあるわけでございます。

その中で、優先的に取り上げるべき項目、また、優先的にないにしても協議を続けていく項目、それぞれの項目につきまして我が国として何ができるか、またそのことがアメリカ側でどのような評価を得るか、これは先のことでございますけれども、当面、我々として、我が国としてなすべきことはなす、こういう立場で臨んでいるところでございます。

○甘利委員 移動体通信の合意も含めて、我が国として何ができるか、これは緊急課題として検討している。この今検討されていることは、日米会談がある部分で決裂をして、それを受けて始められたのですか、それとも従来のスケジュールに従つて、ノーと言おうとイエスと言おうと従来のスケジュールに従つて我が国が自主的に取り組んでいるのですか、どちらですか。

○坂本(吉)政府委員 この問題は、国際的な側面と国内的な側面と、やはり二つの面からアプローチをすべき問題であるかと思つておるわけでございます。

国内的な側面と申しますと、やはり時代の要請にこたえて経済改革というものを進めていくことが我が国の将来にとつて必要である、こういう認識がございまして、そういう意味では、例えば規制の緩和を進める、こういう点につきましては、少なくとも我が国独自の政策としても、これを一段と進めていくというところが私どもの政策の大きな流れとしてあるわけでございます。

また、それ以外にも、独禁政策というものを適切に運用することによつて国内の競争状態をより強化しよう、こういうことは、これも含めて国内的な大きな流れの中でとらえるべき性格のものであらうかと思つてます。

もう一つ、政府調達につきましても、かねてよりやや政府調達がわかりにくい、外から見ても大変わかりにくい、あるいは一部には十分情報その他が公開されないまま入札が決められているんじゃないかというところは、公共入札に關しては、いすれにせよ経済改革としてこれを進めていかねばならないという国内的な側面がございまして、一方、海外からも、フリームワーク協議が典型的なものでございまして、幾つかの領域につきまして、外国の製品ないしはサービスの輸入の拡大を図るために海外の目から見た規制を緩和してはほしい、あるいは手続を簡素化してはほしい、こういう話がございまして、これは、単にアメリカのみならずヨーロッパ諸国からもそういう要請

は来ておりますし、また、国内の産業団体などからも規制の緩和、手続の簡素化ということは強く要望されておるわけでございます。

したがいまして、私もがたいたいま検討しております内容は、まずもつて、現在我が国が市場政策としてとるべき幾つかの規制緩和、競争政策、あるいは透明性、こういった大きな流れの中で問題をとらえるべきだと思つてます。

しかし、もう一つは、当面の重要な日米関係といふものをできるだけその流れの中で正常なものにしていきたい。今のようないややトレードウオー的な色彩のあるものをできるだけ早く緩和していきたい。もちろん原則的な立場というものは我が国として堅持すべきであるとは思ひますけれども、そういった両方の角度から取り組むべき性格のものだといふふうに認識をいたしております。

○甘利委員 質問と答弁が若干かみ合つていないのですが、私が申し上げたいのは、この一週間アメリカの首脳と会ひまして感じたことは、日本が決定的に間違つたことが一つあるのです。それは何かというと、一連の交渉を通じて、決裂をして、三〇一をちらつかせて、そうしたら日本は慌てていろいろな協議を始めた。具体的には携帯電話の回答がすぐ出てきたよ。やはり日本はこの方式が一番いいよ。議会関係者も政府筋も今その確信を持っているのですよ。

なぜそういうことを言うかという、決裂をして帰つてきた。マスコミには胸を張つて帰つてきたといふふうに出てあります。張ろうと張るまいとそれはいいんですけれども、ノーと言つたことも私は正しいと思つてますよ。だけれども、帰つてきて、それじゃ三〇一をやらず、いいのか、貿易戦争になつていいのかとおどしをかけたから、慌てて官房長官が旗振りを出ないかと始めた。そして、何とか具体策が出ないかと始めた。物すごくこの方式は効くよというのがアメリカの認識なんです。

だから、私は向こうに行つて、あなた方、そう

じゃないよ、我々はもう前からスケジュールを組んであって、これは勝手に我々がやっていることですよ、ノーと言おうとイエスと言おうと、これはスケジュールに従ってやっているんですよ。それを言わなければいけませんよ。

我々はそうだと云ったのです。向こうは笑っているだけですから、いや、そうじゃないでしょう。日本は我々がおどしをかけたから慌てて始めたんですよ。前もそうだったじゃないですか。いつもそうですよ。だから、これからそういう方法がいいや。つまり、日本はプレッシャーをかければ何でも打ち出の小づちでどんどん出てくるよ、この手法をこれからもやり続けますという印象ですよ、私の受けた印象が。

だから、あのときにどうやればよかったかというと、ノーと言うのはいいのです。ノーと言った後、この数値目標について、客観基準についてはまさに管理貿易だからノーと言います。しかし、イエスと言おうとノーと言おうと、それにかかわりなく我々はやるべきことはやっていますよ、近日中にそれは取りまとめます。ノーと言ったからまとめないじゃない、イエスと言ったからまとめないじゃない、これは我々の従来の方針、スケジュールに従ってやることですよ、これをなぞ強く言わなかったか。これが最大のまずかった点じゃないかと私はアメリカの日本関係者に申し上げてきたんですよ。アメリカは、やはりこの手法で日本を締め上げていくのが一番いいよという確信を今持っていますよ。

私が貿易小委員会のギボンズ委員長と会ったそのすぐ後に、ちょうど公聴会が行われました。この後カンターが来るんだと委員長は言っていました。入り口でカンターとパシエフスキーとすれ違いました。そこでカンターは公聴会の証人として、移動体電話で成功をしたこの手法で自動車・自動車部品も今後の交渉を進めていくんだ、この方式でやるんだという証言をその委員会で行っているんですよ。つまり、もうこういうプレッシャー方式で個別交渉は全部やりまうよということを宣言

してきているんですね。

郵政省、来ていただいていますけれども、一応おさらいの意味で、移動体通信の合意内容についてちょっと報告をさせていただきます。

○大橋説明員 お答え申し上げます。

今回の自動車電話問題の合意内容でございますが、二本立てになっておりまして、事業体であります日本移動通信株式会社は計画を定め、それを郵政大臣に報告する、それを受けて日本国政府は一定の措置を講じるという構成になっておりまして、まず、日本移動通信は、

① IDOに割り当てられたNTT方式自動車電話用周波数八メガヘルツのうち、一・五メガヘルツを北米方式自動車電話用として使用する。

② 基地局百五十九局、チャネル数九千九百の設備を、平成六年四月から十八カ月以内に建設する。

③ 三十日以内に設備建設の具体的展開計画を作成する。

④ 北米方式自動車電話事業の販売促進策を講じる。

⑤ NTT方式から北米方式への周波数移行を円滑に行うため、モトローラ社の協力を得て必要な施策を行う。

というモトローラ、IDO両者間の合意に基づいた計画を定め、日本国政府といたしましては、

① IDOの計画の達成を把握し、見届ける。

② IDOの計画の実施状況を評価するため、四半期ごとに又はいずれかの政府の要請があった場合には、米政府と協議し、問題が生じた場合には、計画遵守を確保するため、全ての可能な措置を講じる。

③ IDOに割り当てられているNTT方式自動車電話用周波数八メガヘルツのうち、一・五メガヘルツを北米方式自動車電話用として使用することを認める。

④ IDOの計画を完了するために必要な許可、免許、料金認可手続きを迅速に進める等

の措置を講じる。

以上の内容について、駐米の日本国大使からUS TRのカンター氏あて書簡を提出するというような合意内容になっております。

○甘利委員 そこで、四半期、つまり三月ごとに進捗状況をレビューをするということですね。このレビューをするということは、進捗状況を担保をすることですか。

○大橋説明員 具体的な展開計画を含むIDOの計画の実施状況を把握することによってございまして、計画の遅延等の問題が生じないように遵守状況を監視していくというものでございます。

○甘利委員 それは強制力はないでしょう。

○大橋説明員 強制力はないですね。

○甘利委員 そこが大事なところなんです。アメリカは、わざと意識的に取り違えておれたちはこう理解するという節があります。アメリカの方は、政府が進捗状況を担保する、裏書きをしてくれているんだというふうな勝手に承知で理解をしている節があります。これは、達成できなかつたらそのときには見ているよということになるわけでありまして、またかつての半導体みたいな二〇％と言ったとか言わないとか、こういう議論になる。あえて意識的に、これは政府が担保するということなんですというふうなわざと取り違えて理解している節があります。

そして問題は、この移動体通信のでき上がった合意のやり方でこれからは個別項目を進めていくんですよというのを、カンターはその公聴会で証人として述べているんですね。ですから、これからの交渉は相当これに足をとられることになりまうから、国内向けにも国際向けにも、我々の日本側の理解、それが正しい理解だと思いますが、それはこういうことですよということを毎回声を大にしてやっていかないと、これに足をとられて、自動車や自動車部品その他、個別の項目について全部この方式でやられるというおそれがありますから、今から警告を発しておきますから、その点は十分注意していただきたい。

それと、我々が行っている自主的な努力は、交渉が決裂をして、それでおどされてやっているんじゃないですよ、交渉が決裂いかにかわらないう最初からスケジュールを組んで取り組んでいるんですよ。このことを内外に声を大にして言っていないと、日本はあんなに一番いいんだということももう完全に定着していきまうから、その辺は非常に私は危険だと思いましたが、ぜひそのことを踏まえてこれから取り組んでいただきたいと思っております。

時間が押しておりますから、織工法の関係に入らせていただきたいと思います。

先ほどの大臣答弁にもありますように、繊維産業というのは二百数十万の雇用を支える大産業であります。日本の経済の牽引役の産業というのは時代、時代に主役がかわって来たわけでありまして、造船や鉄鋼が主役として経済を引っ張った時代もあれば、自動車や家電が引っ張った時代、今もそうですけれども、あるいは家電とか電子機器とか、それぞ時代、時代に主役がかわっていくわけでありまして、繊維も戦後の復興から高度成長期前半あたりを支えた重要な産業であります。

私は、毎回申し上げていますが、産業政策というのは、これは顔の状態で産業に生命維持装置をつけるのじゃないですよ。一時的に入院してももうけけれども、元気になるまでそれから働いてもらう、つまりそのポテンシャル、可能性があるところに手助けがあるのであって、点滴のバンプが外れないうままずっと行くのです。この点、これからほかの有力な産業が芽生えてくるのの阻害になる。完全にも回復不能であるならば、むしろ思い切って新しいところに特化していくとか、新産業おこしにエネルギーを割いた方がいいんですよ。

そこで、先般、織工審並びに産構審から繊維ビジョンというのを出されたようでありまうけれども、日本の繊維産業というのは、やり方次第によつては、これからの日本経済を支えていく基幹産業になり得るのかどうか、その辺の見通しを

ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。

○土居政府委員 昨年の十二月に答申が出ました。いわゆる新繊維ビジョンにおきましても言われておりますけれども、要するに繊維産業は、今アメリカ、ヨーロッパ等の先進国においても栄えていく産業でございます。先進国は先進国なりに、生活文化との関係において一種のファッション産業として、むしろ世界をリードしていく産業として栄えておりますが、日本の繊維産業につきましても、そのビジョンで、二十一世紀の生活文化提案型産業としてこれが一つの大きな役割を果たしていく、そういう位置づけをしております。

ただ、現在はいわゆる発展途上国との産業調整の真つただ中にございまして、この五年程度が非常に重要な局面であると思ひますが、この産業構造調整の過程を経て、そういった新しい生活文化大国における一つの物づくりを支えていく産業として、重要な先進国型産業としてまた花開いていく、そういう位置づけのもとに政策の方向性が示されているところでございまして。

○甘利委員 私は前にも、製造業がいかにして国内に残れるかというのが、その国が栄えていくかあるいは衰退の一途をたどるかという点で、アメリカの失敗というのは、製造業を安価な労賃を求めて海外にみんな出しちゃった、そこから失敗がありますよと。むしろ苦しくても、どうやって残るか。残るためには、生産効率を上げていく、高付加価値に変えていく。いろんなアイデア、英知をそれに付加して、同じ製造業でも、十年前とは違いますよ、新しい付加価値を持った製造業として残る、そのための努力を永遠に続けていくことが、その国が発展するか、それともそうではなくなってしまうかの境目ですよということを申し上げたわけでありまして。

今度補助金政策も入っていくようでありましてけれども、産業政策の基本的な理念というのは、それによってその産業が強くなってくる、それによってその産業が今までの競争力をつけてくれる、そのために何をやるかということをやります。

基点として考えてもらわなければならないというふうに思ふわけでありまして。

今回の織工法の延長は、単純延長ではなくて、随分と新しいアイデアが入れてありますね。それで、従来の法律ではどこが不十分であったのか、なぜ単純延長でないのか、今までも御答弁の中でありましたけれども、もう一回具体的に話したいと思ひます。

○熊谷国務大臣 委員が御指摘のとおり、実は繊維産業というのは、現在三百万近い、二百数十万の雇用を抱える一大産業でございます。二十一世紀、二〇一〇年に情報通信産業が二百万の雇用を抱える大産業になる、こういうふうに希望をしているのに比べて、現実にはそれに上回る雇用人口を吸収する大産業でございます。

確かに、コストという面ではいわゆる開発途上国の急ピッチな追い上げで苦勞をいたしておるわけでありまして、しかし、国内に現実に大マーケット、世界に冠たる所得、一億二千万の人口の大マーケットを持つてゐるわけでありまして、私は、このすばらしいマーケットを持つておるといふのは、日本の繊維産業の最大のパワーだろうと思ふのです。

ただ、このパワーが生きていくためには、このマーケットに迅速に反応して、そしてこの先行のチャンスをもにするとする産業に生まれ変わっていくということが必要でありまして、同じレベルで、開発途上国の繊維産業と世界の市場で争うということになれば、コストの面でこれはもう太刀打ちできないわけでありまして、それにまさるいい環境を生かしたそういう産業に生まれ変わっていくということであろうと思ふのであります。

その一番のポイントが、他の消費者と生産の工程の間をつなぐということだと私は思ふのです。そういう意味で、従来、いわゆる繊維工業政策というところになっておったわけでありまして、これも、販売の部門も取り入れて、今回は繊維産業と法律の名前も変えさせていただいたわけでありまして。

この部分を取り入れて、あるいはデザインのよりな部分も取り入れて、マーケットと生産をつないでいく、そしていい商品を消費者に届ける、この国でできた商品よりもいい商品を届けるということを生かすことによって、実は先ほど局長から答弁の中で申し上げたこととありますが、繊維産業は、一面、生活提案型の産業でございます。仮に我々の衣服が全く人民服のようになったら、恐らく甘利委員などは真暗になってしまふのではないかと今思ひます。

私は、そういう意味で、我々の生活感覚を豊かにしているこの産業が、さらにそういう分野で伸びていくことによって、実は輸出産業にもなり得る。先ほど吉田委員からも御指摘がありましたけれども、私もよく香港でありますとかシンガポールのような工業化が進んだ都市、アジアの地域に参りますと、原宿でできたものが約一週間で航空便で届けられて、あそこ若者たちに原宿製品ということで売られるのを見聞しております。

これからアジア大陸、大変な工業化が進み所得が上がつてまいりますと、私は、日本でできたすばらしいデザイン力を持つ、消費者のニーズに合ったいい商品をつくる産業として、今後輸出産業としても活躍できる余地がある、こう考えておるわけでありまして、そういう方向にすべての資源を導入して繊維産業を再生させていきたい、こう願つておるところであります。

○甘利委員 大臣おっしゃる通りに、私も常に四六時中、ネクタイの方がいいかマフラーの方がいいとか、原稿を読むよりプロンプターの方がいいとか、廊下を歩くより表を歩いた方がいいか、そういうことを考えております。ファッションというのは非常に重要な部分でございまして、最終消費者と生産者とを直結させるサイクルレスポンスとか、マーケット・インあるいはデザイン・インとでもいふのです。か、こういう消費者ニーズが具体的に即応体制で生産工程に織り込まれていく、それが言つてみれば

ばよりニーズに合った、付加価値が高い商品を素早く送り出すということになると確かに私も思ひます。

この今回のアプローチについては随分アメリカを参考にされていると伺ひますが、そうですか。

○土居政府委員 マーケット・イン、クイックレスポンスの体制につきましては、審議会の答申を出す前の段階から、アメリカ、ヨーロッパに調査団を派遣いたしました。御指摘のように、QRにつきましても、アメリカの成功例といったものを基本的な参考にさせていただいております。

アメリカの場合は、レーガン政権のもとで非常に繊維産業が苦境にあつたわけでございますが、特別の対策によりましてこの繊維関係の流通の構造改善が進みまして、日本では、今そうでございますが、大体在庫期間が一年近くかかっている。その当時アメリカもそういう状況であつたわけでございますが、このQR、クイックレスポンスによりまして情報化の進展によりましてPOSの導入比率も六割に達するといふようなことで、この在庫期間が大幅に短縮をされて、アメリカの繊維産業の国際競争力が非常に飛躍的に強化されたといふふうに評価しております。

○甘利委員 レーガン時代の繊維不況からいろいろな知恵と努力で立ち上がった。アメリカという国は、見てみると、産業政策というのは余りない国ですね、ほうっておいて、市場原理でそれぞれ立ち上がつてくればいいと。アメリカの繊維産業に関しては、政府が織工法みたいな法律をつくつたりあるいは補助金を出したり一切してないと思ひます。自分たちの力で立ち上がった。アメリカは自分たちの力で立ち上がることでございまして、日本はどうしてできないのですか。

○土居政府委員 アメリカの場合には、先ほど来御説明ありましたようなMFAによりまして、繊維製品の八割をカバーする、外からの輸入がいわば輸入制限のもとにあるという形で国内産業が保護されておる、そういう状況の中で対策が進めら

れておるわけでございます。

日本の場合は、輸入制限というのは、現在の日本の置かれた国の立場、黒字大國あるいはアジア発展途上國への協力という観点からなかなか導入しにくいということもございまして、さらには、日本の繊維産業は非常に中小企業性が大きいということから、国内の産業政策、これは主として中小企業対策でございますが、中小企業の構造調整の支援という観点で国内対策を進めて、大企業については自己努力を求めているわけでございまして、そういったことを中心に構造改善、国内の構造改善対策を中心に施策を進めて、できるだけ輸入制限については抑制的に運用するということが実はMF Aの発動をしてこなかった、そういう状況でございます。

○甘利委員 先ほども質問者からMF Aのことが出ました。今までMF Aを発動せずに、言ってみればかなりやせ我慢をしてきた国というのは、聞くところによると、日本とそれからスイスしかないということですね。これから五月に日中の繊維雑貨協定がありますね。それからこのMF Aをどうするかということの検討がなされると思うのですけれども、今まで発動してこなかったということとは、これからも発動しないということではありませんか。

○熊谷国務大臣 このMF Aに対する日本の取り組みというのは、今までに、比喩の語弊ということには問題がありますが、竹光みたいなもので、実は何も用意をされてなかったわけでありまして。今回、新繊維産業ビジョンに基づきまして新しい産業政策をまとめるに当たりました、この点についても検討をしていこうということで、現在、先ほどの各委員の御質問にお答えしているところ、五月中旬までにはどういうふうに行っているところかということも検討をしておるところでございます。

ただ、これは名刀にもなりますが妖刀にもなり得るわけでございまして、これは抜くときはなかなか慎重、総合判断をしていかなければならな

い。十分我々の置かれた状況を見ながら、私どもといたしましては、日本の繊維産業をいかにして活路を見つけていくかということをも重視して考えていきたいと考えているところであります。

○甘利委員 改正繊維法が成立をして、支援措置も今までの織工法よりはぐっと幅が広く厚くなるわけですね。

ただ、MF A、これはなかなか難かしいと思うのですよ。正直な気持ちで、ここまで我慢してきたのをばんばんばんばん簡単なカードとして使いたくはないという思いもあります。

その一方で、さっき土居局長が御答弁されたように、アメリカはMF Aと相まって繊維産業が復活をしたという部分がありますから、発動する権利は三〇一条じゃないですけれども、いつでも出せるんだぞ、なかなか出さな

いけれども、出せる権利はいつでも行使しますよという姿勢をうまくかみ合わせてやってもらうのがいいのかなというふうに思っております。

MF Aを発動してないのは世界じゅうに日本とスイスだけだった。これは大変なことだと思

うのです。かつて、ガット・ウルグアイ・ラウンドでも、米のカードというのは日本にとっては非常に不利なカードだったのですけれども、それを切った。また、通政局長いらっしゃいますが、二国間協議のとき、あるいは多國間協議の場で日本はつらいカードを切っていますよ。

MF Aも、実はカードとして使いたいけれども、我慢して耐えているんですよ。それはすべて自由貿易体制が何よりも大事なんだから、だからこれだけつらい思いをしていますよというのは過大宣伝ぐらいにやってもいいかなと、日本はい

とこひとり占めでみんな占めちゃっている、こういう感覚がアメリカを中心になりますから、これだけつらい思いをしているんですよというのは交渉のカードとしてどんどん使ってもらいたい。その辺のアビールがまだちょっと足りないんじゃないかというふうに思っております。

時間はまだ十分ありますけれども、質問者

が私の質問に重複をして御質問をされていることでもありますが、最後に、この織工法のかんりの大改正をするに当たって、繊維産業の発展に向けての大臣の決意を伺って、最後の質問とさせていただきます。

○熊谷国務大臣 先ほど来申し上げていることでありますけれども、通産省におきましては、繊維産業、繊維工業というのは、歴史的にも最も柱になつていく産業でございました。伝統的にも重要な産業でございました。今大変な苦境に立っているわけでありまして、しかし、よく見れば決して暗いばかりではない。我々の適切な政策として民間事業者の英知と努力によって必ずこの苦境を脱出することができると確信しております。

○甘利委員 終わります。

○中井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中井委員長 先ほど今更にいたしておりますこの法案成立後、ぜひ我々はあらゆる努力を払ってこの危機を突破して、まさにイタリヤやドイツやまたアメリカの繊維産業が苦境を乗り越えて新しい活路を見出していったように、我が国の繊維産業の活路を見出していきたい、そういう方向で政策を運用していきたいと考えているところでござい

○中井委員長 終わります。

○中井委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○中井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

お諮りいたします。

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○中井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

○中井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

○中井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

○中井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

○中井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

○中井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

第二号又は第三号に掲げる繊維製品のデザインの事業をに改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律において「特定法人」とは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人又は繊維事業者、特定組合若しくは特定商工組合等が出資している会社であつて通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

「第二章 繊維工業の構造改善」を「第二章 繊維産業の構造改善」に改める。

第三条第一項及び第二項第一号中「繊維工業」を「繊維産業」に改め、同項第四号中「又は経営」を削り、同項第六号中「繊維工業」を「繊維産業」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 販売又は在庫の管理の合理化に関する事項

六 経営の規模の適正化に関する事項

第四条第一項中「事業が相互に密接に関連している場合として」を「事業相互の関連性について」に、「繊維工業に属する事業」を「繊維事業」に改め、「又は経営」を削り、「適正化」の下に、「販売又は在庫の管理の合理化、経営の規模の適正化」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「事業が相互に密接に関連している場合として」を「事業相互の関連性について」に、「繊維工業に属する事業」を「繊維事業」に改め、同条第六項に次の一号を加える。

四 構造改善事業の実施により構造改善事業に参加する者の行う事業が相互に密接に関連し、かつ、適切に機能を分担することとなることと見込まれること。

第五条の二第二項中「特定商工組合等」の下に「又は特定法人」を加え、「生産又は」を削り、「その構成員たる繊維事業者」を「繊維事業者(特定商工組合等にあつては、その構成員たる繊維事業者に限る。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項第五号中「特定商工組合等の構成員たる」を削り、同条第三項第二号中「当該特定商工組合等の構成員たる」を削る。

第六条の次に次の一条を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第六条の二 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、承認構造改善事業計画又は承認構造改善計画に從つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

第七条第一項中「繊維事業者」を「繊維工業者(繊維工業に属する事業を営む者をいう。以下同じ。)」に改める。

第八条中「繊維工業」を「繊維産業」に、「又は特定商工組合等」を「特定商工組合等又は特定法人」に改める。

第九条中「繊維工業」を「繊維産業」に改める。

第十条第一項中「繊維製品の」の下に「(第二項第一項各号に掲げる繊維製品をいう。以下同じ。)」を加え、「繊維工業」を「繊維産業」に改める。

第十一条第一項中「繊維工業の構造改善」を「繊維産業の構造改善」に、「繊維事業者等」を「繊維工業者等」に改める。

「第三章 繊維工業構造改善事業協会」を「第三章 繊維産業構造改善事業協会」に改める。

第二十一条中「繊維工業構造改善事業協会」を「繊維産業構造改善事業協会」に、「繊維工業」を「繊維産業」に、「及び生産又は経営を」、「生産」に改め、「適正化」の下に「及び販売又は在庫の管理の合理化」を加え、「繊維工業の」を「繊維産業の」に改める。

第二十五条中「繊維工業構造改善事業協会」を「繊維産業構造改善事業協会」に改める。

第二十八条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第三十一条第三項中「繊維工業」を「繊維産業」に改める。

第四十条第一項第一号中「繊維工業に属する事業」を「繊維事業」に改め、同項第六号中「繊維事業者」を「繊維工業者」に改める。

者」を「繊維工業者」に改める。

「第三章の二 産業基盤整備基金の繊維工業構造改善推進業務」を「第三章の二 産業基盤整備基金の繊維産業構造改善推進業務」に改める。

第五十八条の二中「繊維工業の」を「繊維産業の」に改める。

第五十八条の三第一項中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改める。

附則第二条中「平成六年六月三十日」を「平成十一年六月三十日」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更)

第二条 繊維工業構造改善事業協会は、この法律の施行の日までに、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、この法律の施行の日における効力を生ずる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に繊維産業構造改善事業協会という文字を用いている者については、この法律による改正後の繊維産業構造改善臨時措置法第二十五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」を「繊維産業構造改善事業協会」に改める。

第五百八十六条第二項第十四号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改める。

附則第十五条第四項中「繊維工業構造改善臨時措置法第二条第三項」を「繊維産業構造改善臨時措置法第二条第三項」に、「繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十九号)」を「繊維産業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第号)」に、「平成六年六月三十日」を「平成七年三月三十一日」に、「繊維工業構造改善臨時措置法第四条第一項」を「繊維産業構造改善臨時措置法第四条第一項」に改める。

附則第三十二条の三第四項中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に、「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三十一項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十九号)の施行の日からこの法律の施行の前日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第四項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正)

第七条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の四第五項中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に、「基づく」を「基づき」に、「行つて」を「推進して」に、「の生産に係る」を「において生産される」に改める。

(所得税法の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表「繊維工業構造改善事業協会」の項を次のように改める。

繊維産業構造改善事業協会 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表「繊維工業構造改善事業協会」の項を次のように改める。

繊維産業構造改善事業協会 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二「繊維工業構造改善事業協会」の項を次のように改める。

繊維産業構造改善事業協会 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第十一条 産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、
同条第八項中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号の表「繊維工業構造改善事業協会」の項を次のように改める。

繊維産業構造改善事業協会 繊維産業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)

理由

繊維工業の構造改善がなお必要とされる一方、
繊維工業のみの構造改善ではその一層の推進が難しくなっている現状にかんがみ、繊維製品の販売の事業分野を含めた繊維産業全体の構造改善を総合的に促進していくための措置を講じつつ、繊維工業構造改善臨時措置法が廃止するものとされる期限を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年三月三十日印刷

平成六年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C